

議案第1号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規定の整備に関する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規定の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成27年3月4日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規定について整備するため、所用の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 27 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規定の整備に関する条例

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年里庄町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

その他	日額	5,000 円
-----	----	---------

」を

「

振興計画審議会委員	日額	5,000 円
情報公開審査会委員	日額	5,000 円
個人情報保護審査会委員	日額	5,000 円
障害者計画等策定委員会委員	日額	5,000 円
老人ホーム入所判定委員会委員	日額	5,000 円
民生委員推薦委員	日額	5,000 円
子ども・子育て会議委員	日額	5,000 円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	5,000 円
青少年問題協議会委員	日額	5,000 円
図書館運営委員	日額	5,000 円
他の附属機関の委員	日額	5,000 円
その他の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に該当する非常勤職員	日額	30,000 円以内又は月額 300,000 円以内で任命権者が別に定める額

」に改める。

(里庄町育英奨学資金給与条例の一部改正)

第2条 里庄町育英奨学資金給与条例（昭和 52 年里庄町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 12 条とし、同条の見出しとして「(その他)」を付する。

第 5 条を第 11 条とし、第 4 条を第 10 条とし、第 3 条を第 9 条とし、第 2 条の次に次の 6 条を加える。

(運営審議会)

第 3 条 奨学資金給与に関する事務の適正化を図るため、里庄町奨学資金給与運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号について調査審議し、その結果を町長に報告し、又は意見を具申する。

- (1) 里庄町育英奨学資金給与特別会計運営計画に関すること。
- (2) 奨学生の選考に関すること。

(3) その他奨学資金の給与に関し、必要な事項  
(組織)

第4条 審議会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、里庄町教育長及び学識経験を有する者の中から町長が委嘱した者をもって構成する。

2 前項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初の審議会及び会長が就任するまでの間に開催される審議会は、町長が招集する。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。